

改正

平成17年9月29日条例第34号
平成20年9月30日条例第109号
令和3年12月28日条例第52号
令和4年6月22日条例第18号

福島市産業交流プラザ条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、産業の振興及び市民の福祉の向上を図るため、福島市産業交流プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

(位置)

第2条 プラザは、福島市三河南町1番20号に置く。

(事業)

第3条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 産業振興に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 産学連携及び企業間連携の促進に関すること。
- (3) 製造業の振興及び製造業に係る展示に関すること。
- (4) 展示会、会議その他の催しのための施設の提供に関すること。
- (5) 中小企業の振興を図るための施設の提供に関すること。
- (6) 観光及び市民活動の情報の提供に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、プラザ設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 前条各号に掲げる事業を行うため、プラザに次に掲げる施設を置く。

- (1) ふくしま情報ステーション
- (2) シェアオフィス
- (2)の2 コワーキングスペース
- (2)の3 ミーティングルーム
- (3) 展望ラウンジ
- (4) 会議室
- (5) 企画展示室
- (6) レンタルオフィス
- (7) 駐車場

(開館時間)

第5条 プラザの開館時間は、次のとおりとする。

(1) 会議室及び企画展示室 午前9時から午後9時まで

(1)の2 シェアオフィス、コワーキングスペース及びミーティングルーム 午前9時から午後7時まで

(2) 展望ラウンジ 午前9時から午後9時まで

(3) 駐車場 午前0時から午後12時まで

(4) 前3号に掲げるもの以外の施設 午前9時から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、レンタルオフィスについては、第7条第1項の許可の期間（第7条第4項の規定により更新された期間を含む。）中、終日使用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 プラザの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、駐車場にあっては、年間を通じて使用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第7条 第4条第2号から第2号の3まで及び第4号から第7号までの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、プラザの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

3 レンタルオフィス及びシェアオフィスの使用を許可する期間は、1年以内とする。

4 レンタルオフィス及びシェアオフィスの使用の許可は、当該レンタルオフィス及びシェアオフィスの使用を開始した日から起算して5年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者の認定)

第8条 レンタルオフィスを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が適当であると認めたものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号に該当するものであって、施設の用途に適した事業を営むもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける営業に係る者を除く。）

(2) 国、独立行政法人並びに地方公共団体が出資している公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人及び同条第2号に規定する公益財団法人

(3) その他市長が特に認めた者

第8条の2 シェアオフィスを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が適当であると認めたものとする。

(1) 新規に事業を開始しようとする者又は団体

(2) 本市を拠点に事業活動を行おうとする者又は団体

(3) その他市長が特に認めた者

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、プラザの使用を許可することができない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- (3) 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。ただし、企画展示室、レンタルオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース及びミーティングルームについては、この限りでない。
- (5) その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第9条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(損害賠償の免責)

第12条 前条の規定による使用の条件の変更又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生によりプラザの使用が不能となった場合も、同様とする。

2 駐車場内において、災害その他の事故により、車両その他の物件に損害を受けることがあっても市は、賠償の責めを負わない。

(特別設備の設置等)

第13条 使用者は、施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入し、及び設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第7条第1項後段及び第2項並びに第11条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用者の保管義務等)

第14条 使用者は、当該施設及び周辺施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者は、当該施設を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 使用者は、前項の承認を得ずに模様替し、又は増築したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(使用料)

第15条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

3 第1項本文の規定にかかわらず、駐車場の使用料は、出庫の際、納入しなければならない。
(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第17条 市長は、プラザを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第18条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、プラザの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にプラザの管理を行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条及び第6条の規定（この場合において、あらかじめ市長の承認を得なければならない。）並びに第7条（駐車場を除く。）、第8条の2、第9条（駐車場を除く。）、第11条（駐車場を除く。）、第15条（会議室、企画展示室及び駐車場を除く。）、第16条（会議室、企画展示室及び駐車場を除く。）及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、第15条（会議室、企画展示室及び駐車場を除く。）及び第16条（会議室、企画展示室及び駐車場を除く。）の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、プラザを適正に市民の利用に供しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 前条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務

(2) 第7条第1項及び第2項（駐車場を除く。）の許可に関する業務

(3) プラザの施設の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第21条 第19条第2項の規定によりプラザの管理を指定管理者が行う場合において、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成17年条例第34号抄)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第109号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第2号に規定する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第1号に規定する公益社団法人及び同条第2号に規定する公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人及び特例財団法人を含むものとする。

附 則 (令和3年12月28日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の産業交流プラザ条例に基づくシェアオフィス、コワーキングスペース及びミーティングルームを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができる。

(福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正)

- 3 福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例(平成19年条例第20号)の一部改正(略)

附 則 (令和4年6月22日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第15条関係）

1 施設の使用料

(1) 基本使用料

ア 会議室

区分	使用料			
	午前 (午前9時から 午後1時まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後5時から 午後9時まで)	全日 (午前9時から 午後9時まで)
第1会議室	1,500円	1,500円	2,000円	5,000円
第2会議室	4,000円	4,000円	5,000円	13,000円
(間仕切りA)	2,000円	2,000円	2,500円	6,500円
(間仕切りB)	2,000円	2,000円	2,500円	6,500円
第1和室	1,600円	1,600円	2,100円	5,300円
第2和室	2,700円	2,700円	3,800円	9,200円

イ 企画展示室

区分		使用料			
		午前 (午前9時から 午後1時まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後5時から 午後9時まで)	全日 (午前9時から 午後9時まで)
営 利 を 目 的 と し な い 場 合	全面使用	9,600円	9,600円	12,000円	31,200円
	4分の3面使用	7,200円	7,200円	9,000円	23,400円
	2分の1面使用	4,800円	4,800円	6,000円	15,600円
	4分の1面使用	2,400円	2,400円	3,000円	7,800円

営 利 を 目 的 と す る 場 合	全面使用	24,000円	24,000円	3万円	78,000円
	4分の3面使用	18,000円	18,000円	22,500円	58,500円
	2分の1面使用	12,000円	12,000円	15,000円	39,000円
	4分の1面使用	6,000円	6,000円	7,500円	19,500円

ウ その他の施設

区分			使用単位	使用料
レンタルオフィス			1平方メートルにつき月額	2,600円
シェアオフィス	シェアオフィスA	新規創業者	1部屋月額	25,000円
		上記以外のもの		45,000円
	シェアオフィスB	新規創業者	1部屋月額	35,000円
		上記以外のもの		65,000円
	シェアオフィスC	新規創業者	1部屋月額	45,000円
		上記以外のもの		85,000円
コワーキングスペース			1人1時間	200円
			1人4時間	500円
			1人1日	1,000円
			1人1月	10,000円
			1人1年	60,000円
ミーティングルーム	ミーティングルームA		1部屋1時間	300円
	ミーティングルームB		1部屋1時間	400円

駐車場	1両1回	駐車時間30分まで 無料 30分を超える駐車時間 30分までごとに 100円
-----	------	--

(2) 特別使用料

種別	使用料
準備等使用料	企画展示室の区分に応じ、基本使用料の額の100分の70に相当する額
時間外使用料	会議室及び企画展示室 1時間につき 夜間の欄に掲げる基本使用料の額の時間割計算による額 シェアオフィス 1時間につき 1,000円

備考

- 1 基本使用料の区分の欄中「営利を目的とする場合」及び「新規創業者」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。
 - (1) 営利を目的とする場合 使用者が営利的性格を有する催し（名称のいかんを問わず入場の対価を徴収する場合を含む。）を行う目的をもって企画展示室を使用する場合
 - (2) 新規創業者 新規に事業を開始しようとする者又は事業を開始した日以降3年を経過していない者
- 2 使用料が月額で定められているレンタルオフィスの使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときの使用料の額は、当該1月未満の期間については日割りにより計算する。この場合において、1日当たりの額は、当該使用料月額に30分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 3 レンタルオフィスの使用者は、基本使用料のほか、次に掲げる費用を負担しなければならない。
 - (1) 電気、ガス及び上下水道の使用料
 - (2) ごみ処理等清掃に要する費用
 - (3) 電話等の電気通信回線の使用料
 - (4) 共同で使用する設備等の維持管理に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定した費用
- 4 特別使用料の種別の欄中「準備等使用料」及び「時間外使用料」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。
 - (1) 準備等使用料 催しの設営、器材等の撤去等を行うために企画展示室を使用する場合の使用料（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る使用料を除く。）
 - (2) 時間外使用料 会議室及び企画展示室を午前9時以前に使用する場合及び午後9時以後に使用する場合（催しの準備又は整理のためなどの特別な理由がある場合に限る。）並びにシェアオフィスを午前9時以前に使用する場合及び午後7時以後に使用する場合の使用料

- 5 日を異にして2日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る時間外使用料は、徴収しない。
- 6 使用する時間がこの表に定める使用時間（時間外使用料にあっては、1時間）に満たないときは、これをこの表に定める使用時間（時間外使用料にあっては、1時間）に切り上げて計算する。
- 7 使用する面積が0.5平方メートル未満の端数があるときはその端数を切り捨て、0.5平方メートル以上1平方メートル未満の端数があるときはその端数を1平方メートルに切り上げる。
- 8 この表に基づいて算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円とする。

2 附属設備の使用料

区分	使用単位	使用料
ポータブルマイクセット	一式1回	700円
プロジェクター	1台1回	2,000円
テレビ・ビデオデッキ	一式1回	500円
オーバーヘッドプロジェクター	1台1回	1,000円
簡易ステージ	一式1回	1,000円
講演台	1台1回	500円
花台	1台1回	200円
システムパネル	1枚1回	100円
移動式スクリーン	1台1回	500円
スポットライト	1個1回	100円
移動式音響ワゴンセット	1台1回	2,500円
レンタルポスト	1台1月	5,000円

備考

- 1 使用単位の欄中「1回」とあるのは、第7条第1項の許可を受けた日ごとの、当該許可を受けた時間内における使用をいう。
- 2 レンタルポストの使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1月とみなす。